

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その37)

・東京都が受動喫煙防止条例(仮称)公表 ・JT、都条例案に反対意見

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

① 3月の厚生労働省案より厳しい内容

9月8日、東京都福祉保健局のホームページに都条例(仮称)の内容が公開されました(図1)。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/>

背景として以下の4点に触れ、目的は「都民の健康確保」とされています。

- ・たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約
- ・受動喫煙で1万5千人の超過死亡
- ・受動喫煙の曝露で肺がんリスクが1.3倍
- ・東京五輪大会の必要条件

規制の対象と内容は3月の厚生労働省案よりも厳しいものとなっています(図2)。

本来、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が求めているように、すべての施設で喫煙専用室を認めることなく屋内全面禁煙とするシンプルな規制の方が混乱は発生しません。しかし、お店から一歩外に出れば喫煙できる外国と違って、わが国では路上喫煙禁止の自治体も多いですし、都会では多数のバーやスナックが入居している日本独特のスタイルもあり、「中も外も規制されたら喫煙専用室を設置できない小規模店舗に客が来なくなる」という強い反対が出ています。そのため、「面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ、未成年者を立ち入らせない店」は、「利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない」という除外項目が設けられました。これであれば、非喫煙者からの「そこまでしなくても」という変な同情論もかわすこ

とができます。

ただ、一つ気になるのは、都条例(仮称)の「趣旨・目的」に「望まない受動喫煙の防止」と書かれていることです。受動喫煙を「望む」非喫煙者などいません。バーやスナックの従業員がオーナーから無理に同意を求められた場合、もしくは、イヤと言えない状況での従業員の受動喫煙の曝露が懸念されます。10月6日締め切りでパブリックコメントが募集されていたので、「望まない」を削除して都議会に上程するべし、と意見を送りました。

順調にいけば2018年2月の都議会に上程され、2019年9～11月のラグビーワールドカップに間に合うように施行される見込みです。違反した本人と施設管理者には5万円以下の過料が科せられることも含まれているので、東京都の禁煙化には大きなステップになると期待しています。30㎡以上・以下で区分けすることで混乱が発生するのかわどうか、従業員に同意の押しつけが発生するのかわどうかをモニタリングして、一日も早く世界標準であるすべての施設の全面禁煙化に追いつき、さらに、今回の規制には加熱式タバコも対象なので、世界に先駆けて加熱式を含むすべてタバコ製品の規制を先導して欲しいものです。

②加熱式タバコ「実質的な影響ない」と主張

これまで、国や自治体が屋内を禁煙化する法規制が検討されるとすぐさまJTは反論をしてきました。例えば、本シリーズでも紹介したように美瑛市受動喫煙防止条例の検討過程で「(受動喫煙は)

東京都受動喫煙防止条例(仮称)の紹介(図1)と内容(図2)



図1 ▲

図2 ▶

施設の類型		
医療施設		敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
小学校、中学校、高等学校 児童福祉施設		
官公庁		屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設
老人福祉施設 大学、体育館		
ホテル、旅館（客室を除く） 事業所（職場）		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、嗜好性が強い施設
飲食店	娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル 食堂、ラーメン店等 居酒屋等 パー、スナック等	面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、 又は全従業員が同意した店、かつ 未成年者を立ち入らせない店 →利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない
	バス、タクシー、航空機	車内禁煙 （喫煙専用室設置も不可）
	鉄道、船舶	原則車内禁煙 （喫煙専用室設置可）

非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません」とその有害性さえ認めない、というのがこれまでの戦略でした。しかし、国民の間で「受動喫煙＝有害」は常識となり、同業のフィリップモリス社やブリテッシュ・アメリカン・タバコ社でさえも受動喫煙の有害性は認めている中、「受動喫煙の有害性は証明されていない」という主張をこれ以上続けるのは不利、と判断したのだと思いますが、今回の反論には触れられていません。

今回、加熱式タバコは「周囲の方々の健康に対して、実質的な影響を与えるものではない(JTによる注釈：有害物質の曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的に安全であり、社会的に容認されうるという考え方にに基づき、「実質的に影響を与えるものではない」と表記しています)」「健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべき」「受動喫煙の定義から削除すべき」という点が強調されています。

発売されて2年も経っていないわけですから加熱式タバコの有害性について科学的エビデンスなど揃っていません。国立保健医療科学院の調査で紙巻きタバコに含まれる有害物質はほぼすべて検出されること¹⁾、私たちの調査で解剖学的死腔までしか吸引されなかったエアロゾルが呼出される

こと²⁾、がようやく分かった段階です。たとえ、周囲の空気の汚染度合いが低かったとしても、加熱式タバコから発生する二次曝露(受動喫煙に相当)が無害であることが証明されない限りは規制の対象とすべきです。公衆衛生の原則「疑わしきは規制する」という方針を貫いて欲しい、と東京都のパブリックコメントには意見を出しました。

衆議院解散でタバコ問題がまたかすんでしまいました。しかし、受動喫煙の問題は、店舗の大小、同意の有無にかかわらず、日本人と日本に住む人、そして、海外から来訪する人たちの喫煙の健康問題です。東京都はタバコ産業の反論に惑わされることなく、正しい方向性(屋内では新型タバコを含む全面禁止)を目指して欲しいと期待しています。

参考文献

- 1) 戸次可奈江, 稲葉洋平, 内山茂久, 櫻田尚樹. Comparison of Chemicals in Mainstream Smoke in Heat-not-burn Tobacco and Combustion Cigarettes (加熱式タバコと燃焼式タバコの主流煙中に含まれる有害成分の比較)産業医科大学雑誌. 39 (3), 201-207, 2017.
- 2) 大和 浩. 加熱式タバコ禁止・制限の科学的根拠は? 日本医事新報. No.4859, 59-61, 2017.